

令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和 2 年 6 月 5 日
独立行政法人福祉医療機構

国等における温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和元年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、引き続き実施可能と思料されるものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務について該当はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

令和元年度における物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。

また、プロキシサーバ及びシステム用サーバ等一式の更新等と一括発注した産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法に従い、産業廃棄物の適正処理を確保した。